

選挙第5号

乙訓福祉施設事務組合議会議員の選挙について

乙訓福祉施設事務組合議会議員の本市選出議員3人を選挙するものとする。

平成27年8月10日提出

向日市議会議長

〈参 考〉

◎乙訓福祉施設事務組合同規約（抜粋）

（議員の選任）

第5条 組合の議会議員の定数は9人とし、関係市町から選出すべき議員の数は次のとおりとする。

向日市3人 長岡京市3人 大山崎町3人

2 前項の議員は、関係市町の議会が、その議員のうちから選挙するものとする。

3 議員に欠員が生じたときは、その議員の属する市町において、直ちに欠員の議員の補欠選挙を行わなければならない。

（議員の任期）

第6条 組合の議会議員の任期は、関係市町の議会議員としての任期による。